

G-WALK+（ジーウォークプラス） ぐんま健康ポイント制度事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「G-WALK+（ジーウォークプラス）利用規約」（以下「利用規約」という。）に基づき、群馬県（以下「県」という。）が提供するスマートフォンアプリ G-WALK+の利用に応じて付与されたポイントを抽選で特典の交換等に利用者が活用することにより、県民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組む、ぐんま健康ポイント制度事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業は群馬県が県内市町村及び医療保険者等（以下「市町村等という」）と連携して行うものとする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、利用規約第2条に定める者とする。

2 前項に該当しない者で、その他、県が認める者も参加することができるものとする。

（ポイントの付与）

第4条 事業におけるポイントは、利用者自身のスマートフォンで計測された歩数や健康記録等の入力に応じて利用者に付与するものとする。ポイント数及びポイントを付与する項目は、別表に定めるとおりとする。

2 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与及び譲渡してはならない。

（ポイントの交換）

第5条 個人利用者は、貯めたポイントを県が提供する特典と交換することができる。

2 ポイントの交換方法は、抽選によるものとする。

（ポイント有効期限）

第6条 ポイントの有効期間は定めないものとする。ただし、県が必要と認める場合はこの限りではない。

（ポイントの抹消）

第7条 前条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ポイントをすべて抹消するものとする。

- (1) 第2条に定める対象者の資格を喪失したとき
- (2) その他不正な行為をした場合

（市町村等の独自機能）

第8条 市町村等は、第2条の規定による連携の一環として、本事業の目的を逸脱しない範囲において、独自の事業を実施することができる。

2 市町村等は、前項の事業を実施する際は、事前に県の承認を得なければならない。

（事業の所管）

第9条 本事業の県の所管は健康福祉部健康長寿社会づくり推進課とする。

(委任)

第10条 本要綱に記載のない事項は、利用規約が適用される。

2 利用規約、プライバシーポリシー及びこの要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年8月6日一部改正する。
- 3 令和3年9月1日一部改正する。

【別表】

項目		ポイント数	
目標達成	歩数	50P	目標達成時
健康記録	歩数(自動記録)	5P	1,500 歩/日
		5P	3,000 歩/日
		5P	4,500 歩/日
		5P	6,000 歩/日
		5P	7,000 歩/日
		5P	8,000 歩/日
		5P	9,000 歩/日
		5P	10,000 歩~/日
	体重	5P	1 日最大 1 回
	血圧	5P	1 日最大 1 回
	食塩摂取	2P	1 日最大 3 回
	野菜摂取	2P	1 日最大 3 回
	健診受診	500P	1 年 1 回
	健診受診結果	500P	1 年 1 回
がん検診	200P	1 年各 1 回	
歯科健診	200P	1 年 1 回	
禁煙	500 P	1 年 1 回	
写真記録	食事	5P	1 日最大 3 回
エクササイズ動画	視聴	10P	
健康コラム	閲覧	10P	各 1 回
ウォーキングコース	バーチャルコース踏破	100p	
SNS 情報拡散	健康行動を情報発信	10p	1 日最大 1 回
	友達へ拡散	2P	月最大 3 回
食生活・健康等クイズ	回答	10P	各 1 回
ミッションクリア イベント (期間限定)	ミッションクリア	100P	各 1 回
アンケート	回答	100P	各 1 回
ログイン		10P	1 日最大 1 回
初期登録		200P	1 回限り